

令和6年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 5月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央    2番 幸妻 正浩    3番 上野 光正  
5番 松井 正一郎    6番 永友 薫    7番 坂元 洋子  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋    2番 久保田 伸博    3番 山本 浩司  
5番 小原 拓也    6番 赤澤 克俊    7番 坂本 幸

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第8 議案第30号 令和5年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和6年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は農業委員会に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番上野光正委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日5月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、5月の業務報告について、でございます。

8日に、「高鍋町環境保全型農業推進協議会総会」が開催されております。

9日に、「児湯果樹産地協議会幹事会」が開催されております、

13日に、「農業者年金業務担当者会」が開催されております。

同じく13日に、「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会」が都農町で開催されております。

15日に、「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

16日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が宮崎で開催をされております。

21日に、「高鍋町農業再生協議会 幹事会」が行われました。

同じく21日に、「情報提供事業（新聞・図書）担当者会議」が今回初めて行われております。

さらに同じく21日に、「一ツ瀬川土地改良区促進協議会 幹事・担当者会」が開催されております。

23日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会 幹事会」が開催されました。

29日から30日まで、「全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、会長が出席します。

31日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会総会」が開催されます。

5月の総会関係でございますが、22日に現地調査を行い、本日28日が、総会となっております。

続きまして、6月の業務計画でございます。

8日から17日の予定で「高鍋町議会定例会」が開催されます。

中村議員から2点ほど質問が出ております。会長から答弁をいただくことになっております。

5日に、「尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会」が開催されます。

21日に、「児湯地域担い手協議会育成総合支援協議会幹事会総会」と「児湯農協管内総合農政推進協議会総会」が開催されます。合併により名称が改正されると思いますが、現時点ではそのままとなっております。

24日に「宮崎県農業会議通常総会」が開催されます。

6月の総会関係でございますが、20日に現地調査、28日に総会を行うこととしております。

なお、総会終了後には、引続き、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されます。よろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

1番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか4筆  
貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社、借受人 幸妻正浩

2番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか4筆  
貸付人 〇〇〇〇 借受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社

3番、農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑  
貸付人 〇〇〇〇 借受人 〇〇〇〇

4番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番1 畑 ほか2筆  
貸付人 〇〇〇〇 借受人 〇〇〇〇

5番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 ほか2筆  
貸付人 〇〇〇〇 借受人 〇〇〇〇

6番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 ほか1筆  
貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社、  
借受人 〇〇〇〇

7番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 ほか1筆  
貸付人 〇〇〇〇 借受人、公益社団法人宮崎県農業振興公社

次のページをお開きください

「合意解約届出書（農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約）について」です。

1 番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 ほか4筆  
貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社、借受人 幸妻正浩

2 番、農地の所在、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 ほか4筆  
貸付人 〇〇〇〇 借受人、公益社団法人宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから7ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。議案第26号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和6年4月26日 売渡しの申し出です。  
申出者 〇〇〇〇  
農地の所在 高鍋町大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 515㎡ ほか4筆

2 番 令和6年5月13日 売渡しの申し出です。  
申出者 〇〇〇〇

農地の所在 高鍋町大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 806 m<sup>2</sup>

申出のそれぞれの地図につきましては、9ページから15ページに掲載しております。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出 担当委員 2番 久保田 伸博 推進委員  
順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

2番 売渡し 申し出 担当委員 3番 山本 浩司 推進委員  
順番委員 5番 小原 拓也 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。16ページをお開きください。

議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
登記地目 田 現況 雑種地  
2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
登記地目 畑 現況 雑種地  
合計面積 146 m<sup>2</sup>

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、駐車場用地です。

担当委員より説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明いたします。この案件は○○○○さん、また○○○○さんから駐車場目的とした○○○○さんへの所有権移転でございます。

場所につきましては、19ページをご参照ください。

斜めに走っていますのが、県道○○線でございます。

○○の信号から、1キロくらい○○方面に行きますと、○○がございますが、○○の真ん前の土地でございます。

この土地は、既に盛土がされて、駐車場として利用されておりました。

この件につきましては、○○○○さんと○○○○さんから始末書が添付されております。

尚、雨水対策につきましては、土地の高低差の関係で、出入口付近につきまして、一段出ておりますので、雨水については県道横の側溝に放流します。

それ以外の雨水につきましては、南側を除いて、県道より低く、周りとの境界はブロックがしてありますが、一段ほど出ておりますので、水の流出、土砂の流出は考えられないと思われまます。

また申請地は、雨水と汚水と土砂に関しまして、万一問題が発生しました場合は、自分で責任をもって対処しますということでございます。

尚、駐車場として利用されております関係で、資金につきましては、別途調達は必要ありませんとのことです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、第2種農地と判断します。

譲受人の〇〇〇〇さんのご家族の車が4台ありまして、自宅敷地が狭く、2台分の駐車スペースしか無いということで、これまで申請地を駐車場にして利用してきており、違反状態を解消したいということで申請をされております。

幸妻委員も言われましたが、申請人の3名の方から、始末書がつけてありまして、3名共に農地法に違反してきたことを反省していると言う事が書かれてありました。

申請地について、17ページから19ページのそれぞれの図に位置を示しております。

20ページが配置図となっております。

三角形の土地に、図のように車1台と自転車が停まるくらいのカーポートがありまして、その横に1台駐車出来るようにスペースがとってあります。

申請地は、県道と水路に挟まれた三角形の土地で、駐車場部分以外は入口が作れないことや、面積の関係で利用の見通しが立たないため、元々こちらは宅地だったのですが、

今後、緑地として管理していくとのことです。

カーポートの大きさ等は21ページに図面をつけております。

説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、「所有権の移転を受ける者」が幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

【幸妻正浩委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

地目 田 ほか6筆 4,383㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 幸妻 正浩

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。〇〇〇〇さんと幸妻委員との売買です。

〇〇〇〇さん所有の全農地7筆の内、4筆が10aあたり〇〇〇〇、残り3筆が〇〇の1筆と畑2筆は、金額がつけがたい荒地になっておりまして、管理保全していくため、まとめて購入していくことで、金額が〇〇〇〇円になりま

す。現地を確認したところ4筆は稲が植えてありました。

〇〇の1筆は草が生い茂っていました。〇〇の畑2筆は朽ちた家が建っていました。〇〇の申請地は、〇〇から北西へ500mほど行ったところにあります。残りの6筆は〇〇から南西へ600mほどのところにあります。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

次に、利用権設定です。

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

地目 畑 ほか2筆 計16,684㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 8 番]

はい。2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんによる強化法による利用権設定です。

今回の農地を含む 4 筆について、以前から強化法での利用権設定を行っていましたが、その内 1 筆を別に農地中間契約をしたことにより、残り 3 筆の再設定契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜、水稻を生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇にあります。〇〇交差点を右に曲がり、〇〇地区に上がる坂を上ります。上りきった住宅の前を右に曲がり、畑地帯の方に進みます。

T 字路を左折し、100m くらい進みますと現地があります。

きれいに耕運されておりました。

賃借料は〇〇〇〇円で、毎月〇〇〇〇円を振込むということです。

期間は 7 月 1 日から 10 年間ということです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21 ページをお開きください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 ほか 6 筆 計 13,687 m<sup>2</sup>

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

1番、説明いたします。〇〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇〇さんへの親子間での利用権貸借の再設定でございます。申請地は、この総会資料の上から行きたいと思います。

〇〇の〇〇の\*\*\*\*番は、〇〇〇〇さん自宅の西側になります。

また、〇〇の\*\*\*\*番は、自宅の北側でございます。

最初の西側にあるところは現状、家庭菜園になっておりました。

もう一つ、北側にあるのは、苗床のハウスが建っておりました。

3番目の〇〇の〇〇\*\*\*\*番\*には、〇〇〇〇さんのハウスの前の農道がございますが、そこを南の方に50mほど行くと、〇〇の〇〇につながる農道がございます。そこを〇〇の方に50mほど行くと、左側でございます。

そこは、飼料イネが植えたばかりでございました。

それから4番目の〇〇の\*\*\*\*番は、〇〇を道なりに上がって行って、800mほど行くと、左側に元農業委員をしていました〇〇〇〇さんの鶏舎がございます。すぐその北側に申請地がございました。そこはキャベツが植えてありました。

そして〇〇の〇〇の\*\*\*\*番\*は、〇〇の前の広い道路を西に500mほど行くと、交差点がありまして、その交差点を左に150mほど行って、また右に入る道があるんですけども、そこを右に50mほど行った右側、道なりでございます。そこはキャベツが収穫した後でございました。

あとの〇〇の\*\*\*\*番と\*\*\*\*番\*は、今の説明したところの農道から50m元に戻って、先ほど行った道を南の方に進むと、50m右側に2筆ともつながって、つながってございました。こちらはキャベツが植えてありました。

〇〇〇〇さんは露地野菜を中心に、白菜・キャベツ・早期水稻を栽培される認定農業者でございます。

期間は10年で、賃借料は親子間でございません。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から2番まで、2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

[議長]

日程番号7、議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が橋口昌央委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

**【橋口昌央委員 退室】**

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 ほか1筆 計3, 258㎡  
渡し人 橋口 昌央  
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから橋口昌央さんへの農地中間による利用権設定です。賃貸借契約です。

橋口委員は、水稻・養鶏を経営される認定農業者です。

申請地は〇〇にあります。

〇〇を右に曲がり、左手山側の集落を通り過ぎて300mくらい進んだ十字路を右折します。しばらく進みますと両側にビニールハウスがあります。

その左側ハウスの手前に\*\*\*\*番\*があります。

\*\*\*\*番につきましては、先ほどの十字路を更に200mほど進みますと、家が1軒見えてきます。その手前下の三角形の田が現地です。2筆とも水稻が作付されておりました。

10a 当たり賃借料は〇〇〇〇円で、期間は7月1日より5年間ということです。

事務局・担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

次の2番から9番までの8件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 ほか2筆 計3,379㎡  
渡し人 〇〇〇〇  
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、飼料作物・加工馬鈴薯などを生産される認定農業者です。

申請地は県道〇〇線を〇〇方面へ進み、〇〇に曲がる十字路を過ぎ、350mほどを進んで左折し、300mほど先を右折、そこから100mほど進んだ正面と右側の3筆です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年で、借賃は10a当たり〇〇〇〇円ということです。

以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 732㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇〇〇さんの農地の西隣の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は10年で、借賃は10a当たり〇〇〇〇円とのことです。

以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 663㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇〇〇さんの農地の東隣になります。

現地を確認したところ、堆肥が積み上げられておりました。

期間は 10 年で、10 a 当たりの借賃は〇〇〇〇円とのことです。

以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 588 m<sup>2</sup>

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、甘藷や千切大根などを生産される認定農業者です。

申請地は〇〇の北側の道路を西へ 100 m ほど進んだ右側の農地です。甘藷が植えられていました。

期間は 5 年で、借賃は 10 a 当たり 〇〇〇〇円とのことです。

以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 5, 029㎡ ほかに1筆 計6, 029㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番、説明いたします。〇〇〇〇さんから公社を介して耕作者〇〇〇〇に賃貸の契約申請です。

〇〇は加工馬鈴薯や飼料作物などを生産される認定農業者です。

申請地は〇〇から西に600mくらい行ったところに、出し手の〇〇〇〇さんの今は空き家になっておりますが、人家があります。そこの横の西側の畑です。

農地を確認したところ、堆肥が運んできてありました。

期間は10年で、対価は10a当たり〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 3, 051 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。○○○○さんから公社を介して○○○○に賃貸借の契約申請です。

○○○○は飼料作物などを生産されている○○町の認定農業者です。

場所は県道○○線に○○があり、そこを○○方面に500mくらい行ったところに十字路になっております。その十字路を西に60mくらいのところを北に入る農道があり、進むと3番目の畑です。

現地ではソルゴーの苗が植えてありました。

期間は10年で、対価は10a当たり○○○○円です。

以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

畑 1, 400 m<sup>2</sup>

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは加工馬鈴薯・飼料作物等を生産される認定農業者です。

申請地は〇〇地区の〇〇坂を上り、最初の交差点を左に曲がり、東へ500m行ったところにあります。

現地を確認したところ、草が茂っておりました。

借賃は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は3年間です。

以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 410㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの賃貸借契約です。

申請地は〇〇地区の〇〇坂を上り、最初の交差点を左に曲がり、東へ300m行ったところにあります。

現地を確認したところ、きれいに耕運してありました。

借賃は10a当たり〇〇〇〇円です。期間は3年間です。  
以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から9番まで、8件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から9番まで、8件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって2番から9番まで、8件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号8、議案第30号「令和5年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29ページをお開きください。

議案第30号「令和5年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」です。

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」は、農林水産省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、昨年の6月の総会で新年度の目標、活動計画を策定したものについて、高鍋町農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うものでございます。

それでは、概略について、御説明させていただきます。30ページをお開きください。

30ページにつきましては、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制と農業の概要と農業委員会の数値を記載しております。

昨年度の活動の計画を作成したときと同じ数値となっております。

続きまして、31ページをお開きください。

こちらに成果目標ということで、3つの項目がございます。44ページの10段くらいまで記載がされております。

まず一つ目の農地の集積につきましては、②目標というところに右の上にある集積率80%としておりますけど、③の実績のところの今年度末の集積率というところを見ていただくとわかりますけども、56.6%となっております。

点検結果といたしましては、経営規模拡大に向けて、認定農業者等への農地の集積を進めていたが、農地の条件が合わなかったため集積には至らなかった。集積の向上には更なる努力が必要ということとしております。

次に遊休農地の発生防止・解消につきましては、目標2番のところ、緑区分の遊休農地の解消目標面積2.0haと記載しております。緑区分っていうのは草刈りを行うことで耕作可能な農地になっております。43ページの③の実績の今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)のところは4.4haが解消実績となっております。

点検結果といたしましては、耕作条件の良い農地については解消につながっているが、狭地等の生産性の低い農地の解消が課題となっているとしております。

続いて次に、新規参入の促進になりますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積ということですが、②番の目標のところですけど、3.7haとなっております。そこに関しまして、44ページになりますけど、③番の実績のところの

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積1番上になるのですけども、4.1haの実績がありました。

参考の新規参入者の参入状況ということで、令和4年度については1経営体

の新規参入がございました。

点検結果としては、新規参入者へ農地をあっせんできるように、農地所有者へ働きかけを行ったところ、目標を上回ることができたとしております。

続きまして、活動目標になります。

活動目標についても、3つ設定をしております。

まず1番目が日数目標、月6日ということをおあげしております。2番目に活動強化月間の設定についてということで、3か月で3回おあげしております。3番目が新規参入相談会の参加ということで、1回をおあげしておりますが、まず日数目標については、各委員さんの活動報告を出していただいておりますので、平均を出したところ4.97日でございます。

2番目につきましては、3か月、10月、11月、12月とそれぞれ記載しておりますけど、目標達成できております。

3番目の新規参入相談会につきましては、12月のJAアズムでの宮崎就農応援相談会、推進委員が1名参加できておりますので、相談状況を確認したため達成となっております。

なお、農業委員会の目標の達成状況の標語については、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としております。

推進委員等の点検・評価結果について、期待どおりの結果が得られたが6名、期待を（やや）下回る結果となった15名となっております。

令和5年度は役員改選がありましたので、現在委員さんが14名いらっしゃいますが、辞められた方が5名と委員さんと、委員さんの担当区域が変わられた方と推進委員から委員になられた方が2名いらっしゃいますので、計21名としております。

35ページになります。事務の実施状況ということで、総会の開催実績・農地法第3条・転用に関する処理件数をあげております。

みなさんに別紙様式3の用紙をそれぞれにお配りしております。

農業委員会関係法令が見直されている中で、委員の皆様にも毎月活動記録簿を作成など、委員会活動にご協力をいただいておりますが、この中のいつも書いていただいている成果目標と活動目標の数値と、説明いたしました実施状況の合計がつながってまいります。

ここまで記入がされている状態で、左下にある点検・評価の欄について、各委員の活動内容について、総会で意見を求め、その意見内容を含めた結果を各委員

に通知した後に、個人情報伏せの上で公表を行うことになっております。

本来であれば、各委員の活動内容について、一人一人点検を行い、意見を求める必要があるのですが、特にご意見が無い限りは、今回はこのような内容で通知および公表を行わせていただきたいと思いますと考えております。

本件につきましては、県に報告のうえ、ホームページに公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和6年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 14時54分)